

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、次代を担うすべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協議し、子育て環境づくりを推進していくことが重要です。そのためには、あらためて、子どもの権利条約の一部を確認していくことが大切であるといえます。

《子どもの権利条約の一般原則》

- ① すべての子どもは、人権を尊重され、あらゆる差別からも保護される。
- ② 子どもにかかるすべての活動において、子どもの最善の利益が考慮される。
- ③ すべての子どもは、生命の固有の権利を有し、健全な発達を最大限確保される。
- ④ すべての子どもは、自由に意見を表明し、子ども自身の意思は尊重される。

2. 計画策定における基本的な視点

- 次代の社会を担う子どもたちの一人一人の権利を保障します。
- 子どもがたくましく生きる力を養えるような環境を整備します。
- 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てができるような支援を行います。
- 家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体がそれぞれの役割を担い、子どもがすこやかに育つ環境を整えます。
- 家庭や地域の生活などにおいて、働き方の見直しができ、子どもの年齢に応じて多様な選択ができるような支援を行います。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どものすこやかな発達を保障することが必要です。

さらに学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに、遊戯やレクリエーション活動施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えることも重要であると考えます。

4. 施策展開の基本方向

基本理念である『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』を実現するために、子どもの権利を守る社会づくりに取り組むと同時に、以下の3本の柱を施策展開の基本方向として子育て・子育て環境づくりを推進していきます。

(1) 地域における子育て支援及び教育環境の整備

家庭の子育て力の低下や地域のつながりなどの希薄化がみられ、子育てによる孤立感、孤独感などが生じていることから、地域社会全体で子育て支援を進めることが必要となっています。地域の重要な子育て支援の拠点である幼稚園・保育所・保育園・認定こども園*が有する機能の発揮とともに、子育て家庭が主体的に選択できる多様な質の高い学校教育・保育の提供を図ります。また、子育て支援に関する多くの事業やサービスについての情報は、在宅での子育て支援の拡充等も含めて、利用者の視点からの提供の在り方について検討するとともに、子育て支援センター等を中心に、福祉、保健、教育の各機関との連携・強化により、身近なところで気軽に子育てサポーター*などに相談できる仕組みづくりやアウトリーチによる支援を広げていきます。

幼児期から社会性や生きる力を養うように、幼・保・小・中の連携を推進し、つながりのある教育環境の整備を進めます。また、社会の急激な環境変化のなかで、子どもが主体的に生きていくためには、確かな学力とともに、「こころ」と「からだ」のバランスのとれた豊かな人間性を育む環境づくりが重要です。学校組織として学力向上施策を展開する一方、小中高等学校が連携し、発達段階に応じた「モノづくり」への取り組みにより、創造性豊かな人間形成を図っていきます。また、ひきこもりやいじめなどの問題行動には、学校、福祉、保健などの各機関との連携により、早期の相談支援、早期の対応とともに、地域の団体や組織との連携による見守りなどのネットワークの充実に取り組みます。

(2) 子どものすこやかな成長及び発達支援

母親の視点からみて、妊娠及び出産、その後の育児の経過に満足することができるためには、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が重要です。とりわけ乳幼児健康診査の場は育児不安の解消のみならず、虐待の予防や早期発見、育児支援の「場」としての役割が高まっていることから、専門職の量的な充足や資質の向上に取り組めます。また、経過観察となった親子には、医療機関や子育ての機関、保育所、保育園、認定こども園*などとの円滑な連携による乳幼児の発達過程に応じた継続的な支援体制に取り組めます。

本市では乳幼児の健診体制が早くから整備されていることから、保健、福祉、教育の連携による、成長段階に応じた継続的な支援とともに、専門スタッフの充実、人材の資質の向上に取り組めます。発達障害*（PDD、ADHD、LD等）への対応のため、発達支援の観点から取り組み、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園*、学校との連携を図っていきます。また、

巡回指導、巡回相談、相談員の派遣により、学校園生活の円滑化を図ります。さらに、(仮称)東大阪市新障害児者支援拠点施設の整備・機能化により、生涯を通じた療育サービスの提供に取り組めます。

虐待防止のため、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭の早期発見の充実とともに、地域の子育て家庭の見守りネットワークの構築を図ります。さらに、虐待を防止・発見・対応していくため、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関の円滑な連携による総合的な体制の強化、充実を図ります。

学校の保健教育と保健所・保健センターとの連携の強化と意識の共有化により、思春期保健の充実に取り組めます。すこやかに育てることができる基盤となる小児医療体制は、近隣市との連携強化により、必要な時に必要な医療が受けられる体制の充実を図ります。また、望ましい食習慣は、健康的な生活習慣を形成する基本となるだけでなく、人間関係の形成や家族関係づくりに重要な役割を果たしていることから、食への興味や関心が高まるように食育を推進します。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

安全に子どもを連れて外出しやすい道路・交通環境の整備や住宅の整備などのハード面からの取り組みとともに、安定した生活の実現に向けて経済的な面からの子育て支援について取り組みを進めていきます。

家庭や地域・学校・警察など関係機関との連携による子どもの見守り体制の充実を図り、子どもを犯罪等の被害から守る取り組みを行います。地域との連携により、公園等の子どもの居場所の充実を図るとともに、子ども会への加入増加のための魅力ある事業展開により、子どもの居場所づくりの充実に取り組めます。

保育サービスなどの養育に関するサービスや相談・情報提供、さらに継続的な就労支援の充実により、ひとり親家庭の自立を促進します。

仕事と家庭生活の両立を図るためには、バランスのとれた働き方を選択できるように働き方を見直すことが必要です。事業所への啓発等により育児休業・介護休業の取得などの促進を図ります。さらに、就労の高まりや就労形態の多様化に対応して、認定こども園*・小規模保育施設*の活力の活用や病児保育事業などの取り組みを進めていきます。